

【別紙 4-2】知的障がい者グループホーム補助制度の創設に係る
公募条件の概要（素案）

1 補助対象者の条件

以下に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 法人格を持つ事業者であること。
- (2) 長野県内に本社、本店又は事業所等を有すること。
- (3) 令和4年4月から5年以内を目途に、その時点での障害者支援施設臼田学園の利用者を受け入れることが可能な「知的障がい者グループホーム」を、市内に整備すること。
- (4) 施設の運営に意欲を有し、継続的・安定的な運営をすることについて、資金の調達、人材の確保等が十分に可能であること。
- (5) ただし、次の事項のいずれかに該当する団体等は、応募の資格がないものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体等
- イ 佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年佐久市告示第 8 号）及び佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年佐久市告示 109 号）に基づく入札参加等停止中の団体等
- ウ 佐久市、佐久市教育委員会又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から 1 年を経過しない団体等。
- エ 佐久市、佐久市教育委員会又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から 6 か月を経過しない団体等
- オ 税（国税、都道府県税及び市町村税をいう。事項において同じ。）を滞納している団体等
- カ 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされ、この手続が終了していない団体等
- ク 施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から 1 年を経過しない団体等
- ケ 施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、停止期間満了の日から 3 か月を経過しない団体等

- コ 次に掲げる者が、理事、取締役、監査役、無限責任社員若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に関与している団体等
- (ア) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条に規定する者）
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 補助制度の概要

- (1) 補助対象者は、遅くとも令和8年3月31日までに施設の本体工事に着手すること。
- (2) 施設の所在地は、佐久市内とすること。なお、建設に必要な土地は、補助対象者が確保すること。
- (3) 施設は、建築基準法及び関係する諸法令並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に定められたものであること。
- (4) 補助対象経費は、施設本体の建設に要する経費とする。
- (5) 補助金の額については、補助対象経費の1/2程度を目安とする。
（国県補助のついた事業経費を除く）。

3 施設の運営に関する条件

- (1) 職員の配置に当たっては、法令等の基準を満たすとともに、安定的かつ十分な支援を実施するために必要な職員を配置すること。
- (2) 利用者、家族との話し合いの場を設け、定期的に施設運営やサービス等について意見を聴取するとともに、意見や要望については、真摯に受け止め、誠意をもって対応すること。
- (3) 地域関係者との話し合いの場を設け、定期的に施設運営等について意見を聴取するとともに、地域住民との交流行事を設けるなど、地域に根差した施設づくりに努めること。

4 その他の条件

(1) 新施設への移行直後における安定的な施設運営に支障を来さないため、遅くとも移行の3か月程度前には、打ち合わせを開始するなど、引継ぎには万全を期すること。

なお、現在の利用者に対する支援については、可能な限り新施設への移行前の実施方法を継続すること。

(2) 新施設への移行に際して必要となった書類作成や諸手続きに要した全ての経費は、運営事業者の負担とすること。

なお、補助対象者は、本業務の実施に先立ち、関係官庁等に対して必要な許認可、届出等を事前の準備行為として漏れなく処理しておくこと。